

午前9時59分開会

○民谷会長 おはようございます。今日は、お集まりいただいて、ありがとうございます。

本日は、令和2年度第5回目の審査会になります。現在、私どもの委員は竹内委員が急逝をされまして、現在、人選を進めていらっしゃるというふうにお聞きをしておりますので、今回、残り4名出席をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、区議会各会派の皆様との意見交換会を、約1時間程度予定をしております。その後、休憩を挟んで令和2年度の上半期収支報告をご確認いただきますので、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○小玉次長 はい。それでは、まず資料の確認からお願いいたします。委員の皆様と、あと議員の皆様にはお配りしている資料がちょっと違います。

まず委員の皆様の上には、次第と、資料一覧、資料1-①、政務活動費審査会への確認事項及び要望。資料1-②、答申。令和2年度上半期の収支報告総括表です。あとは今後のスケジュール、日程調整表。本日の委員会のレイアウトを準備してございます。続きまして、議員の皆様には、本日のレイアウトと答申。それと令和2年度の上半期の総括表、それと令和元年度の総括表もお配りしているかと思いますが、そちらをご確認いただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

午前10時57分休憩

午前11時04分再開

○民谷会長 それでは、次の議題に入ります。

令和2年度の上半期の収支報告ということでございます。

前は令和元年度収支報告書をご確認いただきました。今回は令和2年度上半期の収支報告書の総括表と簿冊を閲覧していただきます。

何か説明ありますか。

○小玉次長 それでは、資料2をご覧ください。ホチキスで留めておりますが、2枚になっております。1枚目が令和2年度の上期で、2枚目が令和元年度の上期になっております。

まず対比なんですけれども、一番右下、令和2年度の上期は、今のところ執行率が45.9%となっております。ページをおめくりいただいて、令和元年度は30.0%ということでした。これ令和元年度5月に改選がありましたので、単純に、この現状、今の段階での比較というのは難しいんですけれども、数字だけ見れば、上半期に関して言えば、執行はされているというような状況です。

あと、1枚目見ていただいて欄外なんですけれども、千代田至誠会さんは、交付の申請自体がない状態です。

それと、支出額の各項目別の特徴を少しお話ししますと、まず人件費、使っているのがちよだの声と立憲民主党 新生ちよだ、立憲政策フォーラム、これだけに限られています。積極的に使ってくださいというお話をしている、どうしても2分の1というのがどうも何かネックになる話を事務局としてはよく聞くところです。ただ、立憲民主党の新生ちよだは、去年も少しあるんですけれども、少し積極的に使われるようになってきているかな

と。

それと、二つ右に行っていただいて、通信費、それとあともう一つ先行って印刷費、これが、やはり政務活動費の用途としてはやはり大部分を占めています。この傾向は変わっていないかなと思っています。印刷費の大部分は、先ほども少しお話が出ましたけれども、議会の活動報告、これがもう、ほとんどそうですね。通信費はやはり携帯であるとか、そういうものになります。

それと、右に五つ行っていただくと、課題別経費というのがあります。こちらなんですけれども、やはり自民党の課題別経費が非常に多い状況です。そのほかの項目に合致しないようなものがここで何か入っている。言い方は悪いかもしいんですけれども、使いやすい項目になっているのかなというふうに思っています。使い道として個人ではなくて、会派の議会レポートというのも出しているんですね。それを全体的に委託料として使っている。あとは、自らの控室では足りないということで、ホテルを会議室として使っていたり、それを研修として申請してきたりしているという実態があります。それぞれのファイル、政務活動費のファイルにそのようなことが結果として報告はされているというようなところでございますので、そのあたりの特徴を含めまして、各会派の報告をご覧くださいればと思っております。

以上でございます。

○民谷会長 はい。それでは15分ほどご覧いただきたいと思いますので、よろしく願いします。

午前11時09分休憩

午前11時30分再開

○民谷会長 ちょっとうっかりしていました。時間がもう15分ぐらいたったようです。

皆さんご覧になって、何かご指摘とかご意見とかございますでしょうか。

○本多委員 ちょっとよろしいですか。

○民谷会長 はい。

○本多委員 ちょっと共産党さんのやつで、印刷ですかね、の中で、法律生活相談というふうに書かれた箇所があって、法律生活相談をこちらに言ってくださいよなんていう話になっているので、途中からは相談という表現に変えているようですが、ちょっとこれはあまり具合悪いんじゃないかなと。法律相談がなぜ政務活動なんだという話になりかねないかなというふうに、ちょっと思いました。当然報酬は得ていないということでしょうけど。報酬を得れば弁護士法違反になってしまうので。それって、何か分かりますか。

○森田庶務係長 事情は特に、いつもの、何というんですかね、皆さんの支援者の相談事を受けているようなので、共産党さん。その中の一環で法律相談ということまでやっているということではないのかなと推察されるのですけれども。特に、法律専門家を呼んでやっているというようなのは、聞いたことはございません。

○本多委員 まあ、弁護士法との関係は別に、余計な話ですけど、それが政務活動なのかと言われれば、法律相談が政務活動なんですかね。

○民谷会長 うーん。

○廣瀬副会長 確かに。

○本多委員 例えば条例が制定されて、これがどういう内容を持っているのか、こんなふう

うな内容だという報告をして、それに対してどういうご意見があるかとか、疑問点があるか、そういうことを受けて、これはこういう趣旨だよねというのを回答するというのはありだとは思いますが、でも、何か途中からはその文言は変えているみたいではあるんですよ、これ。最初は法律生活相談というふうに書かれていたんですけど、後のほう、こっちが後なのかな、お問い合わせやご相談はこちらへという文言に途中からは変わっているようなので、それはそうなんでしょうねと。この報告記事に対して、何か意見だとか、ご疑問があればこちらへというのはあるんだろうけれど、何かに書かれているのは法律生活相談、「身近な問題から法律相談まで、皆さんの立場に立って、共に解決の道を探ります。お気軽にご連絡ください」なんていうのがあるんで。

○民谷会長 何かございますか。

○廣瀬副会長 今の点なんですけど、千代田区の区役所そのものがどういうふうな、例えば、そういう、生活の困り事に関連して、必要があれば法律面についても、場合によったら専門家につなぐということまでになるかと思うんですが、全国的に言うと、滋賀県の野洲市辺りが、行政と協力してくれる弁護士さんも含めて、それこそ滞納で困っているという住民の方の相談に乗りながら、場合によったら多重債務なんかの解決を弁護士さんと協力してやって、戻ってきた金額で滞納を解消していくようなことまでつなげていくというのを市の政策としておやりになっているんですよ。だからそういうようなことは十分に住民福祉のための仕事の中にはあり得るので、区政に関することに関連しないとも限らない。ある意味、生活丸抱えという大変ですけど、丸ごとの問題について、やっぱり一緒に解決しないと、行政との関わりの中の問題も解決しない面があるので、ちょっと一律には言えないんだろうなというふうに、今のお話を伺っていて思いました。

○本多委員 先生の言うのはそれは分かるんですけども、私も行政の債権回収とかを手伝っていることがあるので、当然そのときに滞納しているものについて返してもらうという立場なんだけれど、当然行政なんで福祉的な視野から、これは債務整理したほうがいいんじゃないか。それなら法テラスにつなぐとか、あとは、自治体によってはファイナンシャルプランナーみたいなものの相談を設けているんで、そっちに相談してください。で、この債権だけじゃなくて、全庁的にこういうものああいうものこういうものを滞納しているというなら、全部を解決しなきゃいけないから、それを全体で解決しましょうかという、そういう行政の対応というのは分かるんですけど、各議員が政務活動費を使いながら、はい、住民の皆さん法律相談を受けますよ。それが仮につなぐという話だとしても、それは政務活動という話では全然ないんじゃないかと私は思いますけどね。

○民谷会長 法律相談と銘打っておやりになるとすると、ちょっと違うんですかね、やっぱりね。

○上村委員 ただ、相談してくださいと言われると、何か相談しづらいから、何かそういう頭書きというか、そういうのがあると、あ、このことも相談していいのかなみたいな、そういう気持ちになるための付け加えかな、みたいな気もしなくもないですけどね。でも、それが法律というと、また違うことになってしまうのだと、違うと思うんですけど。

○本多委員 多分、区役所でも、例えば法律相談窓口はあると思うんですよ。それはちゃんと法律相談と銘打っているから、住民の方も、じゃあそこに行って法律の相談をしようよねという話だとは思いますが、上村委員はそう言われるかもしれないけど、うん、僕

が住民の立場だとしても、法律相談という名目を打っているのなら、普通の人考えるなら、じゃあ法律的なものを聞こうじゃないかという話だと思うんですね。自治体の法律相談の窓口に来ている人の多くというのは、例えば相続だとか離婚だとか、あるいは隣の人がうるさいんでどうにかならないかとか、そういう身近な生活的なものについて法律的に聞きたいんだよね、ということで来るんだと思うですよ。そのぐらいは恐らく住民の方も念頭にあるんじゃないかと思うですよ、法律というふうに言われたら。あるいは税務相談と言われればそれは税金の話だよなというお話だと思うので、何しろ、まあ相談しに行ったら、当然法律的なことも入っているので、法律というふうに書かれているんじゃないかなというふうに、そういうふうに思うのかなと思えば、どうなんでしょうね、僕も自分が個人として住民の立場だったら、仮に自分がこういうことをやっていないとしても、法律の相談事を受けるというのであれば、さっき言ったような内容をでは相談できるのかなと、単純にと思うんだとは思いますが。ただ、そのときに、ただ相談を受けるというだけじゃ何も分からないから書いておくといったところで、やっぱり身近な相談、議員の方々が住民の福祉の観点からいろいろ広報広聴しています。それに対してフィードバックもしてもらいたいんだけど、自分の生活に照らし合わせて、何かお困り事があれば、それって広報広聴に当然関係するわけだから、お話しくださいよねという意味で言っているならいいとは思いますが、そういう話だということで法律生活相談というふうに書かれていて、政務活動費の支出として理解できるのかどうかというと、ちょっと私は疑問だと思うんですよ、そこは。

だから、あまり内容的な議論に入って、ここは政務活動費じゃないんじゃないかというような話を積極的に事務局がやっていくという話でもないかなと思うんですね。最終的には議員の方が内容的なものについては判断されるんじゃないかと思うので。だけど、ちょっと気になれば、ここはこういうことなんだけれど、どういう趣旨で政務活動費の広報広聴費に入れているのか、それは確認してもいいのかなと思うんですよ。で、ある一定皆さんが言われるような説明があれば、私はちょっと違うとは思いますが、だけどそういう説明もあって判断されているんですねといったら、それまでの話じゃないですか。何しろ自分の見解を押し通すという、そこまでの話ではないのでね。うん。というような感じではありますけれどもね。

○民谷会長 はい。ねえ。ここはやり取りによりますけど。確かに疑問は出てくるところはあるかもしれませんね。

ほかに何かございますか。

今日、意見交換会はどうだったですか。随分会派のほうからもいろいろ言っていて、よかったと思うんですよ。私は大変参考になりました。いろんな論点も出てきたし。

○本多委員 細かい話もいっぱい出ていましたけど。これは、会長があまりここで会としての回答を言うんじゃないというお話だったので、直接的に全部答える必要はないなと思ったので、言わなかったですけど……

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 例えば何かPCだとか、そういうものを買ったときに、自分が次回当選しなかったらどうなっちゃうんだと。それは、あることはあるわけですよ。その場合は減価償却を除いて買い取ってもらうか、あるいは会派が何人かいれば、会派に戻してもらうか

とか、処理はいろいろあると思うんですけどね。だけど、個々に考えるといろいろ疑問に思ったり、どうしたらいいのというのもあると思うので、それは答えられるものですね。

○民谷会長 そうですね。至誠会さんは、もう全くあれでしょう、申請そのものをなさっていないんですよ。ただ、意見そのものは、割合あそこでの意見としては前向きというか、だからそれと申請しないというのがどういうふうにつながっているのか、ちょっとそこはよく分からなかったんですけどね。

○本多委員 何かご意見を言われていましたよね。事務所費か何かで。

○廣瀬副会長 たしか……

○本多委員 今後、額を検討するとか……

○廣瀬副会長 個別ヒアリングの中では、もう選挙のときに公約しちゃっているから今期は使いませんが、一般論としてこういうのが必要だとか、それでこういうふうに使えば合理的だという意見はあります、みたいな感じで意見も述べていらっしゃいましたよね。

○民谷会長 ああ、なるほどね。

○廣瀬副会長 何かそういうスタンスなんだろうなと思いましたが。

○小玉次長 それに対して支援してくれる方がいっぱいいらっしゃるということです。本来どうかなというのは正直思いますけれども。

○本多委員 だからどうなのでしょう。どういう意味合いで使っていないのかという話だとは思いますが。どうなのでしょう。今までというのは結構不適切な支出とかがあって、これはどうなんだあなんだって盛んに議論してきて、で、修正できるところはこれまで修正してきたという経緯があると思うんですけどね。そういう中であって、ちょっと危なくて使えないよねという態度もあるかとは思いますが。だけど、ある程度議論が煮詰まってくれば、こういうことはやっちゃいけないというようなことがかなりの割合で確定してくると思うので、そうなれば、それを前提に使っていけばいいじゃないかという議論になるんじゃないかなと思うんですけどね。

○民谷会長 そうです。そう思いますよね。そういう意味では、今日出ていらしておっしゃっていただいたのは、とってもよかったと思いますけどね。

はい。ありがとうございました。

その他というのは何かございますか。特にありませんか。

○小玉次長 本日はどうもありがとうございました、皆さん。我々が話すよりも、よっぽど皆さんにお話しただいたほうが理解していただけたかなというふうに思います。

本日、皆さんから頂いて、議員の皆さんそれぞれ考えられると思うんですね。議員の皆さんが一堂に会してこういったことを考える機会が、議会活動条件整備等検討会というのがありまして、いろんなこの答申の報告もしましたし、また本日の様子をまとめたものをまた議員の皆さんにお返しして、それに対して自分たちがどう考えるかということの一步になるかなと思っています。また、そのあたりの結果も踏まえて、審査会の委員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。

あと、お配りしております日程調整表、6月なんですけれども、次回6月の開催を予定しておりますので、こちらのほうにご記入の上、事務局までご提出いただきたいと思います。

あと、今後のスケジュールということで、参考資料として超長期計画といいますが、次

回の答申のタイミングであるとか、そういったものを、予定ですけれども、まとめさせていただきます。こちらをご覧くださいませでしょうか。令和2年度の7月21日に答申いたしましたので、次回の答申のタイミングは、3年後の7月になります。ですので、そのあたりを踏まえると、令和3年度、令和4年度、令和5年度と、このような予定でおおむね行くのかなというような形で考えております。

本日は令和2年度の2月9日で、全会派の意見交換会を行い、令和2年度の上半期の収支報告を行いました。令和3年度につきましては、もし条例の見直し等必要だということになれば、この4月の中旬がタイミングかなということです。なければ、次回が6月の令和2年度の収支報告をご覧ください、その間、先ほど申し上げました条件整備等検討会で、こういったご意見がありました。自分たちでこういうふうに決めたいということですがいかがでしょうかというようなお話が、場合によってはできるかも分かりません。あとは9月でこの収支報告書を見ていただいた形、それについての意見申述を委員から、当審査会です、と。それに対して12月に各会派の意見があり、当審査会の皆様の任期が12月16日ですので、一応それで1回区切りをつけて、そしてまた、新たに2月から新たな諮問を受け、また検討を続けていくというような、そのような流れで行ければよろしいかなと思います。

これはあくまでもスケジュール案ですので、このとおり行くとも一概に言えないんですけれども、大体このようなイメージかと考えています。

○民谷会長 はい。分かりました。

それでは、ほかになければ、これで今日は終わりたいと思います。ありがとうございました。

午前11時48分閉会